

Gyosei-shoshi

Tokyo

行政書士
とうきょう

2014 No.551

11

MONTHLY

- BA年次総会報告
- わが道を歩く(第4回)
- C.W.ニコルさん



東京都行政書士会

悪徳商法撃退マニュアル!（事例報告）

北支部

富田 貢

10月2日(木)19時30分より題名の消費者問題セミナーが実施され、私は講師として招聘されました。

本セミナーの特色は、蕨市立下蕨公民館・蕨市中央7丁目自治会の共催事業であったことです。私は川口市・蕨市の数多くの公民館で講義実績を積んでおりますが、ほとんどは公民館単独主催事業です。

当館では前年度も自治会共催事業として、元日本テレビアナウンサーで現在はフリーとしてご活躍の町亞聖さんをお迎えして、「18歳からの介護体験」を講演していただいている。余談ながら、東京MXテレビ「5時に夢中」や「ニッポンダンディ」などでも有名な亞聖さんは、所属のホリプロを通じてではとても不可能だったところ、中学2年生から日本テレビに入社後の25歳まで中央7丁目にお住まいだったご縁で、特別にご出演をご承諾されたそうです。

図らずもその亞聖さんからこの度、バトンを引き継ぐ形となった私は、ここ数年の蕨市立各公民館での講師実績と、強いて言えば10年前に夭折した亡弟が蕨市職員であった・・・ぐらいの微かな縁で登壇させていただくことになった次第であります。

かような訳で前年度は介護問題、そして本年度は消費者問題と、常に時代の趨勢に適合したテーマに積極的に取り組んでいます。

消費者問題は今や我が国全体の大変な社会問題であり、多くのシニアマネーが狙われ、その被害総額も甚大なものです。

下蕨公民館長の竹内幸子さんが自治会長に「今年度も共催事業をお願いしたい」と依頼したところ、自治会メンバーから「興味のある内容ならば」と言われたため、竹内館長はオレオレ詐欺をまず提案したのだそうです。実際には、オレオレ詐欺以外にも、最近はたくさんの手口が増えているので、「悪徳商法撃退マニュアル!」として落ち着いたのです。

竹内館長は日頃からとても熱心で地域を愛し、危機感をお持ちの方です。インターネットで詐欺防止策について検索したところ、広島修道大学商学部の柏木信一准教授（専攻：消費生活論、消費者教育実践）が「だまされ度チェック」なるものを作成していたので、ちょっとアレンジして書いて、公民館のトイレに貼り出しました。そうすると意外に好評を博し、「印刷したものをください」と言う蕨市民もいて、何枚もコピーしてロビーに設置されているぐらいです。

8月中旬、公民館側と中央7丁目自治会役員さんと、本セミナーの打合せがなされました。役員さんの中にも竹内館長に負けないぐらい勉強熱心な方がおられ、警視庁をはじめ多数の講演に行かれ、資料や情報収集に努めているとのことでした。

自治会からの要望としては、「詐欺の手口を具体的に話してもらいたい」。日々（悪い意味で）日進月歩している手口を色々話してもらい、簡単に他者を信用せずに、家族や友人、自治会メンバー、そして公民館まで相談して欲しいと締めくくっていただきたい、とのことでした。

全くそのとおりであり、自分1人で抱え込まずに、地域全体で取り組む課題だと存じます。因みに詐欺に合いやすい・諦めやすい人の特徴として下記が挙げられます。

- ①1人暮らしの人
- ②とじこもっていて他者とかかわらない人
- ③“大丈夫幻想”的な人
- ④だまされた自分が悪いと思う人
- ⑤家族に恥ずかしくて言えない人

①～⑤のすべてが、家族・自治会・公民館との交流で解決できるのです。

③は特に危険です。何の根拠もないのに「自分はかつて高い社会的地位にいた人間だ、だから詐欺に引っかかるわけがない」、例えばそんな風に錯覚することは幻想であり砂上の楼閣です。

次は自分が引っかかるかもしれない、明日騙されてしまうかもしれない、それぐらいの危機感や当事者意識が必要と言えます。

竹内館長とは頻繁に情報メールをやり取りし、9月中旬には最終打合せで訪館いたしました。

セミナーの終演部で質疑応答を済ませた後に、

「蕨市からは一人も悪徳商法の被害者を出さないぞー、オオー！」

などと勝ち鬨を挙げたら？、と竹内館長がご提案されたので、

「まるで決起集会のようですね！」

と私が驚愕すると、その通りだよと目で頷きました。

講座冒頭で本講の趣旨から説明し、続いて私が行政書士として講義する意義についてお話しします。とても重要な部分です。

なぜ行政書士が消費者問題の講義を担当したか？ それは私たち行政書士が「予防法務の専門家」と言われているからです。

法律家の最高位である弁護士はいわば事後解決者であり、裁判や交渉といった手段を用いますが、我々にはそれはできない。となれば悪徳商法を“予め防ぐ”お手伝いをすれば宜しい。私の場合、市民への講義提供ということで予防法務をこなしているわけです。

私はすでに消費者問題の講義を、蕨市では旭町公民館（25年5月）・南公民館（25年9月）にて、川口市では領家公民館（25年10月）・上青木家公民館（25年12月）・鳩ヶ谷公民館（26年5月、人権問題理解講座として）にて行っています。

最近、私の顧客獲得術・・・すなわち公共事業をメインに一般向けに相続・遺言制度などについて講義することで顧客に結びつけていく、というスタイルを学びたい、という新人行政書士が指導を仰ぎにいらっしゃることがあります。

それはもちろん構いませんし指導は惜しませんが、公民館など地域の拠点施設では、特に近年は消費者問題に力を注いでいることが多いです。ぜひ講師活動を目指す先生方は、取っ掛りとして講義ジャンルとして消費者問題を網羅することをおススメいたします。

さて今回は伝統的な詐欺商法よりも、特殊詐欺（オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺など）に力を入れることになりました。

また昨年より跋扈している送り付け商法、押し買い商法といったトレンドも盛り込みます。

私の講義を一方的に聞くだけでは受講生さんたちも疲れてしまうでしょうから、参加型講義ということで「声出しトレーニング」を行いました。

詐欺を仕掛けてくる悪党を対面で、あるいは電話で撃退する台詞は？

「いりません！」「契約しません！」「帰ってください！」・・・

私が叫ぶのに続いて、受講生さんたちにご唱和いただきます。

大抵の方々は日頃、大声を出されることはないとおもいます。大声を出すことで悪党たちには威嚇になりますし、本気を示すこともできます。何よりも自分自身に自信と力を与えることができます。

対面の場合は相手の目をしっかり見つめて台詞を言うこと。相手の目を見つめるのが怖ければ、鼻でも口でも良い。それだけでも相手に強い意志表示を伝えることができます。

本セミナーは蕨市長頼高英雄様、蕨市議会議員小林利規様のご臨席を賜り、中央七丁目自治会長霜越様をはじめ多数の地域住民の方々がご来場してくださいました。

頼高市長のブログで、当日の講座について執筆していただいております。

●蕨市長 よりたか英雄市長日誌 平成26年10月2日

「悪徳商法撃退マニュアル講演会」

<http://yoritaka.cocolog-nifty.com/blog/2014/10/post-32d3.html>

本講のラストシーンでは前述の勝ち鬨も敢行いたしました（笑）。私が、「下蕨地区、中央七丁目、そして蕨市からは悪徳商法の被害者をゼロにしよう！」と声を張り上げると、総立ちの受講生さんたちは「エイエイオー」とやっていただいたのでした。

私の講義によって、勝ち鬨のように蕨市民の皆さんのが少しでも悪徳商法を理解・防御され、より良い生活を過ごされることを願って、筆を置きます。